

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問４（情）第13号）

第１ 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が行った行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定に対する本件審査請求は、却下すべきである。

第２ 審査請求に至る経過

１ 開示の請求

審査請求人は、令和４年２月28日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第５号）第６条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）

「はじめての防衛白書」に関する記録・資料等

２ 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和４年３月14日付けで審査請求人に通知した。

３ 審査請求

審査請求人は、令和４年６月30日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第２条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

なお、当該審査請求は行審法第18条第１項に規定する審査請求期間（３か月）を経過して行われたものである。当該審査請求書については、同項ただし書に規定する「正当な理由」の記載が必要であるとして、令和４年８月４日付けで補正を求めたところ、同年９月６日付けで補正書が提出されたが、補正されなかった。

第3 審査会への諮問

審査請求人に対する弁明及び審査請求人からの反論の後、実施機関は、本件審査請求について、令和4年11月17日付けで広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問した。

第4 審査会の判断

1 本件審査請求の適法性について

審査請求人は、本件処分を不服として、行審法第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行ったものである。

行審法第18条第1項には、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（中略）を経過したときは、することができない。」と規定されており、同項ただし書では、審査請求が請求期間を経過した後にされた場合において、請求期間内に審査請求をすることができなかった正当な理由がある場合には、例外が認められているが、行審法第19条第5項第3号では、審査請求期間の経過後に審査請求をする場合には、審査請求期間経過後に審査請求をする正当な理由の有無を審査する必要があるため、審査請求期間の経過後に審査請求をする正当な理由を審査請求書に記載しなければならないこととされている。また、行審法第23条には、「審査請求書が第19条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。」と規定されており、行審法第24条には、「前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審査手続を経ないで、第45条第1項又は第49条第1項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。」と規定されている。

本件審査請求は、審査請求期間経過後に行われているにもかかわらず、本件審査請求書には、審査請求期間経過後に審査請求をする正当な理由の記載がなかった。そのため、実施機関は、審査請求人に対し、令和4年8月4日付け指令〇〇号補正命令書により、当該不備を補正するよう命令し、同年9月6日付けで審査請求人から補正書が提出されたが、当該不備の補正についての内容は記載されておらず、審査請求人は補正に応じなかった。

したがって、審査請求期間経過後に審査請求を行っているにもかかわらず、審査請求人は当該不備を補正しなかったため、本件審査請求は不適法である。

2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年11月18日	・ 諮問を受けた。
令和 6 年 8 月28日 (令和 6 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 9 月25日 (令和 6 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年10月28日 (令和 6 年度第 6 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 1 部会】

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授